

参加意思確認の公示

次のとおり、参加意思の公募を行います。

平成21年11月30日
日本環境安全事業株式会社
管理部長 小川晃範

1 募集の趣旨

本業務の実施にあたり、その業務内容から、PCB処理等に関する調査研究実績、PCB処理技術に関する知識、経験及び本業務の執行体制の状況により、業務の実施者が限定されることが想定されるため、下記要件を満たし実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書等の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募要件を満たすと認められる者が一しかいない場合にあっては、当該応募者との契約手続きに移行する。応募要件を満たすと認められる者が複数いる場合にあっては、企画競争手続きへ移行することとし、当該応募者に対して、企画書の提出を要請することとする。

2 業務概要

- (1) 業務名 操業改善等検討支援業務
- (2) 業務目的 PCB廃棄物処理事業の進捗に基づき、各事業所における運転管理・施設の維持管理をサポートする体制を確保するため、異常時対応の整備及び再発防止活動等の推進並びに内部技術評価に関する技術支援を行うことを目的とする。
- (3) 業務内容 特記仕様書のとおり
- (4) 業務期間 平成21年12月（契約日）～平成22年3月31日

3 応募要件

参加意思確認書の提出期限（平成21年12月7日）において次の要件を全て満たしている者であること。

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令第70条及び第71条の既定に該当しない者であること。
- ② 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ③ 指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 業務実績及び業務執行体制に関する要件

P C B 処理等に関する調査研究実績、P C B 処理技術に関する知識、経験及び本業務の執行体制など、事業所の実態を踏まえた特記仕様書に基づく業務を適切に実施できることを証明できること。

4 参加意思確認書類の提出期限等

- (1) 書類提出期限 平成21年12月7日(月) 16:00
- (2) 書類提出先 5(3)に同じ
- (3) 書類提出方法 持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)
※持参の場合、受付は平日9:00~17:30(12:00~13:00を除く)
(ただし最終日は16:00まで)
- (4) 提出書類
 - ① 参加意思確認書
 - ② 会社概要(会社パンフレット等)
 - ③ 直近2年度分の財務諸表(複写可)
 - ④ 3を証明する書類(書式自由)
 - ・ 類似業務の契約実績(内容、契約額、期間等)
 - ・ 業務担当予定者の資格・業務経歴等

5 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 公募説明会：行わない
- (3) 関連情報を入手する為の照会窓口：
〒105-0014 東京都港区芝 1-7-17 住友不動産芝ビル 3号館 4階
日本環境安全事業株式会社 契約購買課(野口)
TEL：03-5765-1916 FAX：03-5765-1916
- (4) 企画競争を実施する場合は、その旨を後日通知する。

操業改善等検討支援業務

特記仕様書

平成21年11月

日本環境安全事業株式会社

操業改善等検討支援業務特記仕様書

1. 目的

本業務は異常時対応の整備及び再発防止活動等の推進に関する技術支援及びPCB廃棄物処理事業の円滑な実施のために行われる内部技術評価における、関連資料の作成及び施設の機能、構造、維持管理、並びにマニュアル等を含めた管理体制の健全性を検証し、必要に応じて事業所施設に係る設備あるいはマニュアル等の是正・改善措置等の抽出を含めた技術支援を行うことを目的とする。

2. 業務対象場所

- (1) 災害トラブルの再発防止活動等に関する技術支援
日本環境安全事業（株）本社
- (2) 内部技術評価の技術支援
日本環境安全事業（株）東京事業所

3. 業務項目

- (1) 災害トラブルの再発防止活動等に関する技術支援
- (2) 内部技術評価の技術支援
- (3) 評価結果のまとめに関する技術支援

4. 業務内容

4. 1 災害トラブルの再発防止活動等に関する技術支援

再発防止をするための対応に関し、より技術的に検討・解析するため、日本環境安全事業（株）本社が編成した災害トラブル再発防止チームに参加し災害トラブルの再発防止活動等に関する技術支援を行う。

4. 2 内部技術評価の技術支援

本社が実施する内部技術評価に同行し、評価作業について技術支援を行う（今年度は東京事業所を対象とし、3日程度の予定。なお、同行者は技術者複数名程度とする）。

4. 3 評価結果のまとめに関する技術支援

当該施設及び他事業所施設に係る設備あるいはマニュアル等の是正・改善措置等の抽出並びに技術検討を含めて、評価結果の取りまとめについて技術支援を行う。

5. 担当技術者

本業務の実施に当たり、契約書第7条に定める業務管理者を選任し、日本環境安全事業株式会社に通知するとともに、本業務の主任技術者及び担当技術者の氏名及び経歴を業務計画書に明記すること。尚、業務管理者が主任技術者を兼務することができる。

6. 業務期間

業務期間：平成21年12月契約日～平成22年3月31日

7. 著作権等の譲渡

本業務で作成する成果物の著作権は、成果物の引渡し時に日本環境安全事業株式会社に譲渡すること。

8. 業務実施に係る環境物品等の調達への取り組み

受注者は、契約図書に基づいて業務実施中又は完了時に提出する紙類・納入印刷物及び納入印刷物に付属する文具類（ファイル等）については、「別表1 提出書類の用紙等について」の「表-1 印刷用紙、ファイル等の判断の基準」によるものとし、当該基準に適合した物品を調達し、使用したことを証する書類を業務完了時に発注者に提出すること。

9. 提出する成果物

(1) 報告書（A4版製本）	20部
(2) 打合せ議事録	1部
(3) 報告書・打合せ議事録（原稿CD等）	1式
(4) 参考資料その他	1式

別表 1

□提出書類の用紙等について

日本環境安全事業株式会社に提出する紙類・納入印刷物（付属ファイル等を含む）による成果品は表－1の基準によるものとする。

表－1 印刷用紙、ファイル等の判断の基準

種別	判断の基準（※は配慮事項）
<p>情報用紙 A</p> <p>・コピー用紙 ・フォーム用紙</p>	<p>①コピー用紙については、なるべく古紙配合率100%、かつ白色度70%程度以下であること。</p> <p>②フォーム用紙については、古紙パルプ配合率70%以上、かつ白色度70%程度以下であること。又、バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものであること。</p> <p>③塗工されているものについては塗工量が両面で12 g/m²以下であること。</p>
<p>情報用紙 B</p> <p>・インジェット カラープリン ター用紙 ・デジタル 感光紙</p>	<p>①古紙パルプ配合率70%以上であること。</p> <p>②バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものであること。</p> <p>②塗工量が両面で20 g/m²以下であること。ただし、片面の最大塗工量は12 g/m²とする。</p> <p>※(情報用紙A、B共通)</p> <p>①製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>②バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>

印刷用紙	<p>①古紙パルプ配合率70%以上であること。</p> <p>②バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあつては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。</p> <p>③塗工されていないものについては、白色度70%程度以下であること。*1</p> <p>④塗工されているものについては、塗工量が両面で30 g/m²以下であること。</p> <p>⑤再生利用しにくい加工が施されていないこと。</p> <p>※①製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>②バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあつては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p> <p>*1 モノクロ印刷用紙の場合のみ</p>
ファイル等	<p>○金属を除く主要材料が紙の場合にあつては、紙の原料は古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合にあつては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。それ以外の場合にあつては、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p> <p>②クリアホルダーにあつては、上記①の要件を満たすこと、又は、植物を原料とするプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。</p> <p>※①製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>②表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。</p> <p>③バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあつては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>

参加意思確認書

平成21年 月 日

日本環境安全事業株式会社
管理部長 小川 晃範 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
印

平成21年11月30日付けで公示のありました操業改善等検討支援業務に係る応募要件について確認されたく、下記の書類を添えて応募します。

なお、破産者で復権を得ない者でないこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 会社概要(パンフレット等)
2. 直近2年度分の財務諸表(複写可)
3. 公示応募要件を証明する書類(書式自由)